

令和 8 年度交野市下水道事業会計支援業務 仕様書

(適用範囲)

第 1 条 本要求事項は、交野市（以下「発注者」という。）が、受注者（以下「受注者」という。）へ委託する「令和 8 年度交野市下水道事業会計支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第 2 条 本業務は、交野市の下水道事業会計（地方公営企業法適用）において、専門的な財務・会計知識および公営企業経営の知見を有する公認会計士から、日常の会計処理に関する助言、決算・予算の検証、並びに経営・財務マネジメントに関するアドバイスを受けることにより、会計業務の適正化と中長期的な経営基盤の強化を図ることを目的とする。なお、本業務は総務省の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」等の活用を視野に入れた、効率的かつ効果的なアドバイザーの確保を意図するものである。

(業務の執行体制)

第 3 条 本業務の執行体制は、本業務の特質を考慮して、以下の業務に係る専門的知識と実務経験を有する者によって構成するものとする。

- (1) 業務責任者は、公認会計士法に基づく公認会計士登録（日本公認会計士協会正会員）を有すること。また、業務責任者はすべての打ち合わせに参加し、発注者への本業務に関する相談対応、助言及び打合せに直接従事するものとする。
- (2) 業務責任者は、総務省が実施する「公営企業経営・財務マネジメント強化事業」等の地方公営企業等経営アドバイザー（または類似の公的アドバイザー）として登録されている者、またはそれに準ずる公営企業の経営改善・財務分析の実績を有する者であること。
- (3) 受注者は、過去 5 年以内に地方公共団体における下水道事業等の公営企業会計に関する決算支援、または経営アドバイザー業務の受託実績（元請に限る）を有すること。

(業務内容)

第 4 条 本業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 日常の会計業務における質疑応答・指導（日常相談）
下水道事業会計における複雑な取引や、仕訳（収益的収支・資本的収支）に関する日常的な相談への対応および指導。相談方法は、対面協議、電子メール、電話又は Web 会議システム等によるものとし、年間 30 件程度の相談を想定する。なお、受注者は

発注者からの相談に対し、速やかに対応すること。

(2) 決算・財務諸表の検証および作成支援

年度末決算における決算整理仕訳(減価償却費、引当金、前受金、消費税等の計算)の検証。損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、附属明細書等の財務諸表の精査・修正指導。地方公営企業法に基づく決算書および各種報告書作成のアドバイス。

(3) 予算編成時の会計確認

翌年度予算(当初予算・補正予算等)の編成にあたり、予算科目の設定や収支見込みに関する会計上の整合性の確認・助言。

(4) 経営アドバイスおよび財務マネジメント強化支援

経営指標(総収支比率、経常収支比率、累積欠損金比率、企業債残高対事業規模比率等)を用いた経営状況の分析及び評価。使用料改定の必要性や投資・財政計画に関する助言その他中長期的な経営基盤強化に向けたアドバイス。発注者が作成した財政シミュレーション及び投資・財政計画について、専門的見地から検証及び提言を行うこと。

(成果物)

第5条 受託者は、次の成果物を履行期間満了日までに電子データ(PDF形式)により納品すること。

- (1) 業務実施報告書(日常相談の要旨、決算・予算確認結果、経営アドバイスの要旨、今後の課題等をまとめたもの) : 1式
- (2) 経営・財務分析提言書 : 1式
 - ア 経営指標分析
 - イ 類似団体との比較分析
 - ウ 前年度決算、及び本年度決算見込と現行経営戦略との比較分析
 - エ 今後5年間を見据えた経営上及び財務上の課題整理並びに改善に向けた提言

(再委託の禁止)

第6条 本業務のすべて、または主要な部分を一括して第三者に委託(再委託)することは原則禁止する。

(資料の貸与及び保管)

第7条 本業務において発注者から貸与される資料について、受注者は、必ず借用書を提出するとともに、資料等の汚損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

(守秘義務)

第8条 受注者は、本業務の履行上知り得た各種情報について、発注者の許可なく第三者に公表、貸与又は開示してはならず、本業務終了後であっても同様とする。

(損害賠償)

第9条 本業務に伴い事故等が発生した場合は、受注者は、所要の措置を講じるとともに、発注者に事故の発生原因、内容及び経過等を速やかに報告し、その指示に従うものとする。

2 前項において生じた損害は、受注者の責任において解決するものとする。

(疑義)

第10条 本業務についての疑義又は定めのない事項が生じたときは、発注者と受注者が協議し、発注者の決定に従わなければならないものとする。

(履行期間)

第11条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月16日までとする。

(納入場所)

第12条 本業務の成果品の納入場所は、交野市下水道課とする。